

物価高騰対応重点支援給付金 (10万円/1世帯)のご案内

- 物価高騰対応重点支援給付金 (1世帯あたり10万円) は、住民税均等割のみ課税世帯を支援する給付金です。
- 給付金を受給するためには、手続きが必要です。

給付金の支給額

1世帯あたり**10万円**

給付金の支給時期

市が確認書（または申請書）を受理した日から**30日程度**

※記載漏れ等があると、さらに時間を要する場合があります。

支給対象と申請の有無

支給対象となる世帯 (いずれにもあてはまる世帯)

- ・ **令和5年12月1日時点**で香取市に住民登録されている世帯
- ・ 世帯全員の令和5年度「**住民税均等割のみ課税**」の世帯

令和5年1月1日時点で
香取市に住民登録されている方令和5年1月2日以降に
香取市に住民登録されている方確認書を送付します。 **(要返送)**

■ 確認書の返送期限 ※消印有効

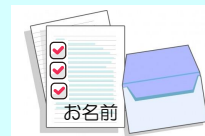
令和6年5月15日(水)詳しくは裏面 **1** へ**申請が必要です**申請期間：**令和6年3月15日(金)**
～ **5月15日(水)**【申請書配布先】物価高騰対応重点支援給付金担当
(市役所1階)、香取市役所の各支所
※香取市HPからもダウンロード可詳しくは裏面 **2** へ

お問い合わせ先・申請先

■ **香取市 物価高騰対応重点支援給付金担当** ☎ **0478-79-0780**
(市役所内) 受付時間 9:00~16:00 (土日祝日を除く)

1 世帯の全ての方が、**令和5年1月1日以前**から香取市にお住まいの場合

- 対象となる世帯には、香取市から、給付内容や確認事項が書かれた**確認書**が届きます。
 - 中身を確認して、返信用封筒で**返信してください**。
- ※ 一部添付書類が必要な場合があります。



2 世帯の中に、**令和5年1月2日以降**に転入した方がいる場合

- 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
 - 申請書に必要事項を記入し、添付書類※と一緒に給付金担当窓口にご提出ください。
- ※ ・本人確認書類：マイナンバーカード（表面のみ）、運転免許証、健康保険証 など
・振込口座情報のわかる書類の写し：通帳、キャッシュカードの写し など
・均等割のみ課税されていることが確認できる書類：課税証明書、申告書の写し

こども
加算に
ついて

対象世帯であり、**18歳以下の児童を扶養している世帯**には、**児童1人当たり5万円**の追加支給があります。

令和5年12月1日時点で18歳以下の児童を扶養している世帯

申請は必要ありません

支給決定以降に生まれた新生児がいる世帯

申請書の提出が必要

※申請書の様式は香取市HPからもダウンロード可



物価高騰対応重点支援給付金の

「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！



自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、香取市消費生活センター(0478-50-1300)や 警察署が警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。